

平成29年度 佐賀市生活安全推進協議会 会議次第

日 時 平成30年2月15日(木) 10:00～

場 所 佐賀市役所庁舎2階 庁議室

1 開 会

2 辞令交付

3 市長あいさつ

4 会長・副会長の選任

5 会長あいさつ

6 議事

(1) 犯罪被害者支援について

(2) 消費者保護の推進について

(3) 交通事故“脱ワースト1”キャンペーンについて

7 閉会

佐賀市生活安全推進協議会 委員名簿

No.	所属団体名	所属団体役職	氏名	備考
1	佐賀大学芸術地域デザイン学部	教授	やました むねとし 山下 宗利	
2	佐賀市青少年健全育成連合会	会長	みやざき かずひこ 宮崎 和彦	
3	佐賀市自治会協議会	副会長	かねがえ ひろふみ 鐘ヶ江 博文	
4	佐賀市地域婦人連絡協議会	会長	さかた つやこ 坂田 艶子	
5	佐賀市民生委員・児童委員協議会	副会長	そえじま よういち 副島 洋一	
6	佐賀市身体障害者福祉協会連合会	会長	やまだ あきのり 山田 昭紀	
7	佐賀市子ども会連絡協議会	会長	いしまる まきのぶ 石丸 正信	
8	佐賀市PTA協議会	会長	みやざき さとる 宮崎 悟	
9	佐賀県高等学校長協会	校長	ひらかわ さとし 平川 聡	
10	日本郵便株式会社 佐賀中央郵便局	総務部長	おちあい のぶ ひさ 落合 修上	
11	佐賀商工会議所	事務局長	はちや ひろし 八谷 浩司	
12	佐賀新聞社	総務部主任	さねまつ ゆみに 実松 由美子	
13	NHK佐賀放送局	副局長	すえいし ひろみ 居石 浩己	
14	(株)サガテレビ	総務部部次長	いくた たけし 生田 剛	
15	佐賀南警察署	署長	かわはら しのぶ 川原 義之	
16	佐賀北警察署	署長	はら きよじ 原 恭二	
17	佐賀市	副市長	みくりや やすし 御厨 安守	
18	佐賀市教育委員会	教育長	ひがししま まさあき 東島 正明	

◎委員数 18名(任期:平成30年2月1日～平成32年1月31日)

犯罪被害者等支援について

●「佐賀市犯罪被害者等支援条例」

平成29年9月25日制定 平成29年10月1日施行

1 広報啓発

(1) 市報、HP、各種会報誌等への記事掲載

市報・・・条例制定のお知らせ

犯罪被害者週間佐賀大会のお知らせ

HP・・・被害者等支援に関する情報等について随時更新

会報誌・・・佐賀VOISSの会報55号に佐賀市長巻頭言を寄稿

商工振興課発行「佐賀労政だより2018.1」に事業所向けの啓発記事掲載

(2) リーフレットの作成

設置・・・庁内連絡会議関係各課100部・各支所100部・各校区公民館50部・佐賀南北警察署300部・佐賀VOISS300部・「犯罪被害者週間佐賀大会」(H29.11.15)開催時

配布・・・人権・同和政策課主催の

「人権ふれあい講演会2017」(H29.11.23)500部、「佐賀市人権ふれあい映画上映会」(H30.1.27)500部、「平成29年度企業・事業所向け人権セミナー」(H30.2.15)70部

「佐賀市消費生活フェア」(H30.2.17)800部 配布予定

(3) イベント

○犯罪被害者等支援講演会(H29.7.2)ほほえみ館で市民を対象にして、犯罪被害者等についての理解を深めてもらうため佐賀県警察本部広報県民課及び佐賀VOISSによる講演会を行った。参加者数140名。



○パネル展（H30.2.19～23）市役所本庁南棟市民ホールで佐賀VOISS及び自助グループ「一步の会」のパネル展示及びパンフレット等の設置予定。

2 会議・研修

- (1) 「市町村職員を対象とした犯罪被害者等支援養成講座」佐賀県主催 受講
 - 第1回 「被害者支援の意義と必要性」「被害者の現状と心理」（H29.8.29）
 - 第2回 「被害者の声を聴く」「被害者への関わり方、二次被害の実態」（H29.9.7）
 - 第3回 「電話相談の実務」「ロールプレイ（事例検討）」（H29.9.25）
 - 第4回 「カウンセリングの実務」「メンタルヘルスについて」（H29.10.27）
- (2) 「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」第3回専門部会（H29.10.13）

条例が制定されたことに伴ない、内容の説明を行い、支援体制及び相談に対する流れの確認を行った。
- (3) 「カウンセリング等研究会」佐賀県警察本部主催（H30.2.2）

犯罪被害者等の支援を行う関係団体、警察とともに、犯罪被害者の講演、及び具体的事例に基づくケース検討の研修を受けた。

3 相談対応

電話での相談を受け、相談者の要望で関係課との意見交換会に同席した。

4 その他

- (1) 宮崎県日向市からの視察対応（H29.10.16）
- (2) 岐阜県岐阜市からの視察対応予定（H30.2.20）



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」



○市内の犯罪被害状況

刑法犯認知件数（包括罪種別）の推移[平成25年～平成28年]（「佐賀の犯罪」参照）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
凶悪犯	14	7	9	9
粗暴犯	122	111	109	104
窃盗犯	2,381	1,880	1,528	1,354
知能犯	57	110	116	91
風俗犯	23	29	16	12
その他	385	289	309	281
合計	2,982	2,426	2,087	1,851

※凡例 凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝）、窃盗犯（侵入窃盗、非侵入窃盗、乗り物盗）、知能犯（詐欺、横領、偽造、汚職）、風俗犯（賭博、わいせつ）、その他（住居侵入、器物損壊等）

犯罪発生状況は、刑法犯認知件数で見ると平成28年は平成25年と比較した場合、約38%減少しています。

○「被害者支援ネットワーク佐賀VOISS」の相談支援活動状況[平成28年度]

（佐賀VOISS活動実績資料参照）

区分	殺人・ 傷害 致死	強盗・ 強盗 致死 傷	強姦・ 強姦 わい せつ	その 他の 性犯 罪	暴行 傷害	その 他の 身体 犯	交通 関係	DV・ ストー カー	虐待	その 他	計
電話相談	66	0	73	0	18	0	121	135	17	91	521
メール相談	1	0	2	0	0	0	1	14	4	23	45
面接相談	1	0	15	0	2	0	11	5	2	8	44
計	68	0	90	0	20	0	133	154	23	122	610
直接 支援	裁判傍聴付添	1	0	0	0	0	12	0	0	1	14
	他機関付添	0	0	1	0	0	2	0	0	0	3
	病院付添	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	証明書代理手続き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自助グループ支援	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6
	その他	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4
計	1	0	1	0	0	0	24	0	0	1	27
合計	69	0	91	0	20	0	157	154	23	123	637

※ 「被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS（ボイス）」は、犯罪被害者等支援（相談・直接支援等）を行っている民間支援団体（認定特定非営利活動法人）で、佐賀県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けています。

佐賀市条例第20号

佐賀市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪等 犯罪行為及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、市内に住所を有するものをいう。
- (4) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の行政機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学している者及び事業者をいう。
- (7) 二次的被害 犯罪被害者等への配慮を欠いた言動、中傷、報道等により犯罪被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、プライバシーの侵害その他の犯罪等が行われた後に副次的に受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、行われるものとする。
- 4 犯罪被害者等の支援は、その過程において、二次的被害を生じさせることのない

よう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪行為により死亡し、又は傷害を受けたことによる経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等のうち当該負担を軽減する必要がある者として規則で定める者に対し、一時的な生活資金として見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に申請し、その決定を受けなければならない。ただし、当該申請は、犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

3 偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けていた者又は見舞金の支給を受けた者で第14条の規定により支援を行わないこととされたものは、当該見舞金を市長に返還しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等又は二次的被害により従前の住居に居住することが困難となっ

た犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する市営住宅の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動に努めるものとする。

(市民等の理解の増進)

第11条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性について市民等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動に努めるものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を担う人材を育成し、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、市の職員に対する研修及び市の職員と関係機関等との意見交換を行うものとする。

(民間の団体に対する支援)

第13条 市は、民間の団体が行う犯罪被害者等の支援に係る活動の促進を図るため、その活動の周知に努めるとともに、その活動に係る情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第14条 市は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者等と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある場合
- (2) 犯罪被害者等が犯罪等又は二次的被害を誘発した場合その他当該被害につき、犯罪被害者等にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない場合

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

消費者保護の推進について

－消費者被害防止のための意識啓発や消費者教育の拡充－

●現状と課題

- ・判断が不十分、また一人暮らしなど、特に高齢者をターゲットにした悪質業者による被害が多い。
- ・インターネット等の普及により、消費者被害の若年齢化が進んでいる。

●重点対策

- ・消費者トラブル情報の提供及び相談や対応の周知・・・被害の早期発見・防止
- ・教育関係機関・団体との連携・・・幼少期からの消費者教育（金銭教育等）

1 広報啓発

(1) 市報・HP・タウン情報誌等での消費者トラブル防止記事掲載

市報（相談窓口紹介・悪質な手口への対応）HP（商品事故や架空請求・二重電話詐欺等の情報、イベント紹介など）情報誌（消費者トラブル事例と対策など）ラジオ放送（消費者団体活動・窓口紹介）

(2) 啓発キャンペーンの実施

「消費生活フェア」（H30.2.17 予定）開催、「さがんなかまつり」（H29.10.1）「いきいきフェア」（H30.3.3 予定）等へのブース出展、「消費者月間」啓発キャンペーン（H29.5.9）実施

(3) パンフレット・悪質業者訪問お断りシールの作成及び配布

パンフレット「消費者トラブルに気をつけて」・お断りシール「悪質業者訪問お断り」・消費生活センター周知シールを出前講座や啓発イベント等で市民へ配布

(4) 他部局や機関への情報提供及び連携

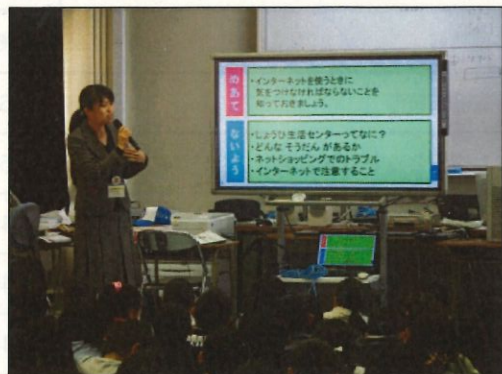
民生委員児童委員協議会、校区社会福祉協議会、まちづくり協議会、地域包括支援センター、老人クラブなどで、消費生活センターの取組みや被害防止策の情報提供を行っている。

2 消費者教育

(1) 出前講座の実施

【平成29年度団体別実施回数】平成30年1月末現在

	回数	参加者数（人）
一般	14	428
教育（学校等）	3	379
高齢	36	798
合計	53	1,605



▲学校での出前講座（諸富南小学校 H2911.19）

(2) 公開講座の実施

一般向けの消費生活講座を新設、また、佐賀大学との連携事業による公開講座の継続している。

- ・小学生と保護者向け講座 「おもしろ雑学講座」（4回）
- ・一般向け講座 「佐賀大学連携講座」（7回）
- ・計量に関する研修会「試売量目検査会」（1回）

(3) 教育パンフレット作成

- ・大学生（入学時）、小・中学校への配布
- ・教材資料の作成（小学生向け金銭教育、情報モラル教育）

3 消費生活相談

(1) 消費生活相談(電話・来所)

消費生活相談窓口にご相談員を4人配置し、迅速適切な相談苦情処理を行っている。

●消費生活相談受付状況 平成29年度は平成30年1月末現在

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数	2,451	2,209	1,861	1,865	1,862	1,533	1,493	1,402	1,321

●年度別ランキング

【平成28年度】

順位	相談内容	件数(件)
1	デジタルコンテンツ(アダルト情報サイト等)	204
2	多重債務	156
3	インターネット回線契約	67
4	不動産賃貸借	51
5	役務その他サービス(結婚相談所・祈祷等)	50
6	リフォーム工事	45
7	健康食品	43

●年齢別【平成28年度】

年齢	件数	%
10歳未満	0	0.0%
10歳代	28	2.0%
20歳代	115	8.2%
30歳代	109	7.8%
40歳代	206	14.7%
50歳代	190	13.6%
60歳代	243	17.3%
70歳代	217	15.4%
80歳以上	142	10.2%
不明	152	10.8%
合計	1,402	100.0%

【平成27年度】

順位	相談内容	件数(件)
1	デジタルコンテンツ(アダルト情報サイト等)	239
2	多重債務	160
3	不動産賃貸借	64
4	インターネット回線契約	58
5	役務その他サービス(結婚相談所・祈祷等)	48
6	健康食品	45
7	リフォーム工事	43

●デジタルコンテンツとは

アダルト情報サイト利用に関する相談のほか、利用した覚えのないサイトの利用料請求(架空請求)などがある。

●高齢者の相談

70歳以上の相談が、全体の25.6%、60歳以上を含めると、42.9%になる。

(2) 無料弁護士相談の実施

・毎週水曜日(14:00~16:00)及び第3木曜日(18:00~20:00)

(3) 多重債務対策 生活困窮者・多重債務者対策会議への参画

佐賀市の生活困窮者自立支援対策、子どもの貧困対策及び多重債務者対策について、平成27年5月20日に「佐賀市生活困窮者・多重債務者対策会議」を設置・以後、継続。機関との連携を強化するために、平成29年度より相談連携方法について、各課共通「つなぎシート」を導入した。

4 消費者保護活動

(1) 見守りワークブックの作成・配布

消費者トラブル防止での注意事項をまとめた冊子を作成し、地域で高齢者等の見守りを実践している団体・個人に対し、配布した。また、地域での研修会でも活用していただくように、出前講座を実施した。

(2) 消費者地域活動サポーター養成

- ・近年、少子高齢化が進展する中、経済市場のグローバル化や高度情報化により、高齢者を中心とした消費者トラブルは多様化・深刻化している。
- ・被害の未然防止や発生した被害への迅速な対処のためには、地域のすみずみまで消費者被害に関する情報が伝わるのが重要であるが、行政による啓発活動には限界がある。
- ・上記の課題を解決するためには、地域において、消費者情報の伝達、消費者被害の発見及び未然防止、拡大防止等の活動を担う「消費生活サポーター（仮称）」の養成が急務である。
- ・今回の講座は「消費者被害に対する地域力の向上」をテーマに、消費者問題に関する基礎知識と地域での啓発活動の必要性について学ぶ機会とするとともに、養成講座の事前告知の目的を含めて実施する。
- ・消費生活講座（地域力向上編 全2回）（H29.12.13、H30.2.21 予定）



消費生活相談窓口

●相談内容：商品の購入・契約等をめぐるトラブル、携帯電話の不当架空請求、クレジットカード・サラ金の支払いなど

佐賀市消費生活センターでの相談（駅前中央1丁目 アイ・スクエアビル1階）

毎週月～金曜日 9:00～16:00（祝日、年末年始除く）

※原則として、消費生活相談は、電話又は来所相談となります。

※面談は予約制

夜間弁護士相談会（消費生活相談に関する）

第3木曜日 18:00～20:00（3人まで）

※要予約（事前に相談内容をお伺いします。）

※場所 アイスクエアビル内

支所での相談

時間 9:00～15:00 ※要予約 相談日の前日12時までに、佐賀市消費生活センターへご連絡ください

諸富支所	毎月第2・4木曜日	三瀬支所	毎月第2金曜日
大和支所	毎週水曜日	川副支所	毎週月曜日
富士支所	毎月第2・4火曜日	久保田支所	毎月第1・3金曜日
東与賀支所	毎月第1・3木曜日		

●予約及び問合せ先 佐賀市消費生活センター ☎40-7087 FAX: 40-2050 E-Mail: seikatsuanzen@city.saga.lg.jp

交通事故“脱ワースト1”キャンペーンについて

1 目的

佐賀県は、平成28年まで人口10万人当たりの人身交通事故発生件数が5年連続全国ワースト1となっている。特に平成28年中は県内の約35%の事故が佐賀市で発生しており、佐賀市での事故件数の減少がワースト1脱却の鍵を握るといえる。そのため、佐賀市民総ぐるみでの交通事故防止の取り組みを推進し、ワースト1脱却を目指す。

2 期間

平成29年5月24日から平成30年3月31日



【キャンペーンスタート式】



3 実施主体

佐賀市交通対策協議会・佐賀南警察署・佐賀北警察署・佐賀南地区交通安全協会・佐賀北地区交通安全協会・佐賀市

4 取組項目

① 市民総ぐるみ行動（重点対策）

○追突事故の防止 ※全体の約45%を占める。

* 追突事故防止のための「みつつの3」運動の推進

- ・ ゆとり運転～3分前の出発
- ・ 3秒間の車間距離
- ・ 3秒・30メートルルールの徹底

* 佐賀市版スローガン公募

⇒公募により決定したスローガン「(S) 車間距離 (A) 間を空ければ (G) がばい (A) 安全」を活用し、横断幕やのぼり旗、車両用マグネットステッカー、ラッピングバス等により広報啓発を行っている。



【ラッピングバスデザイン】



【ラッピングバス出発式（ステッカー贈呈式）】

* 「追突事故ゼロ 前をみよ作戦」の強化

- ・警察、交通安全協会、交通対策協議会とともに、追突事故多発路線である国道34号に加え、国道208号でも積極的な街頭指導に取り組む。

⇒毎月第4週目の水曜日の朝7時半～8時半に上記路線の主要交差点で実施。

9月、12月は夕方にも実施。



【「追突事故ゼロ 前をみよ作戦」(9月)】

○自転車のルール遵守とマナーアップ

- ・自転車利用ルールの周知徹底とマナー向上に向けた啓発を図るため、自転車の街頭指導を強化する。

⇒5月は早朝、10月は夕方に街頭指導を実施。



【自転車街頭指導(5月)】

② 交通事故防止のための取締りの強化

- ・事故に直結するケースを重点化

③ 「交通安全市民大会」の開催



【交通安全市民大会(ホール内:式典)】

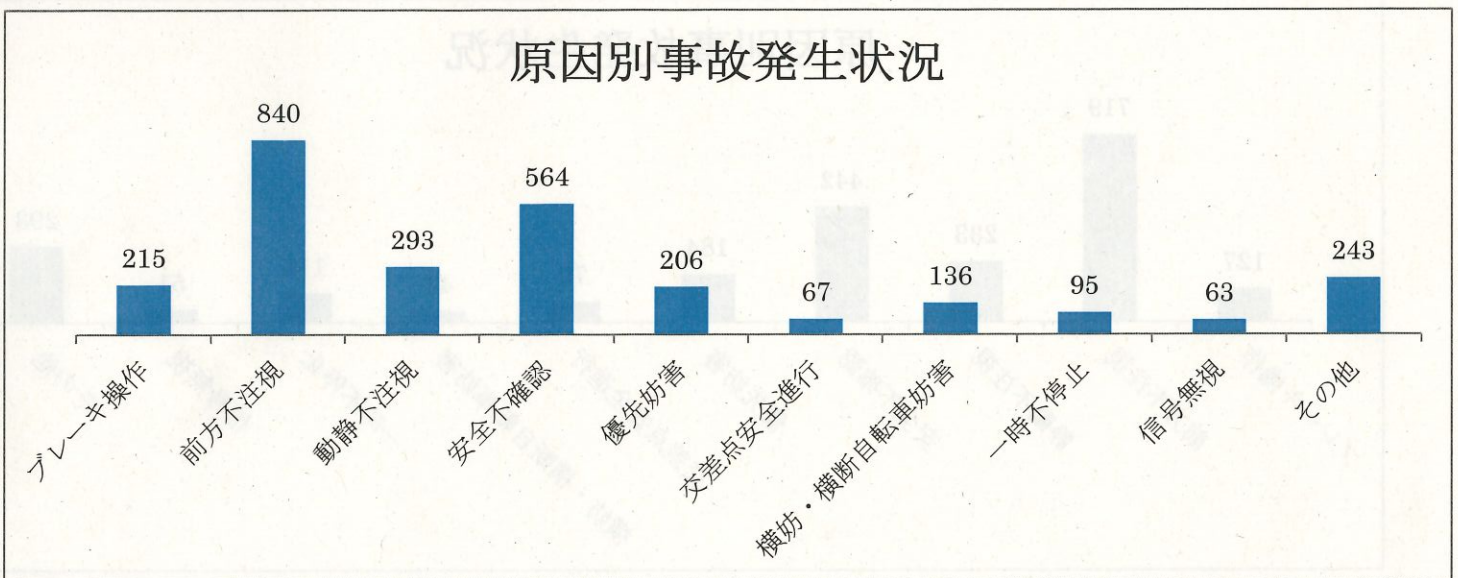
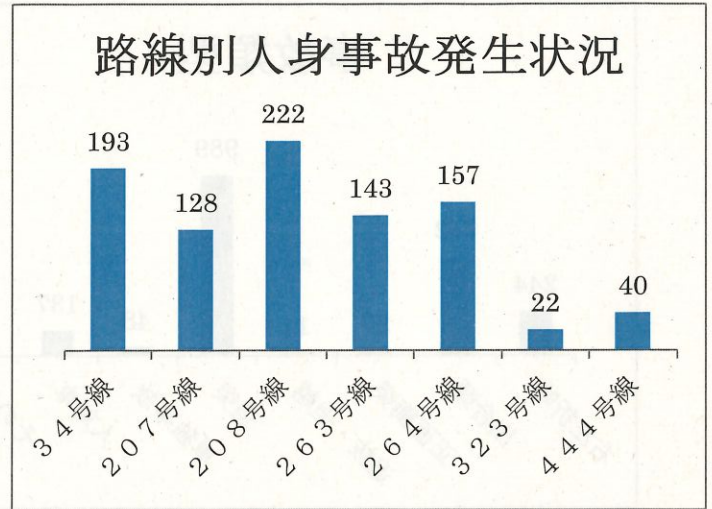
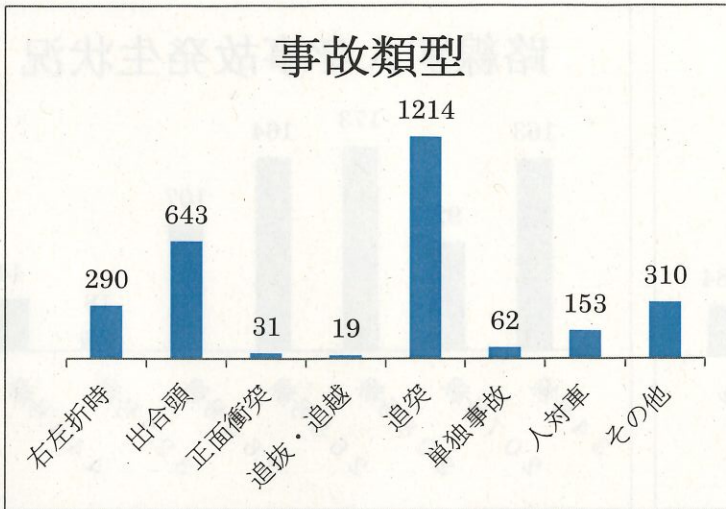


【交通安全市民大会(屋外:体験コーナー)】

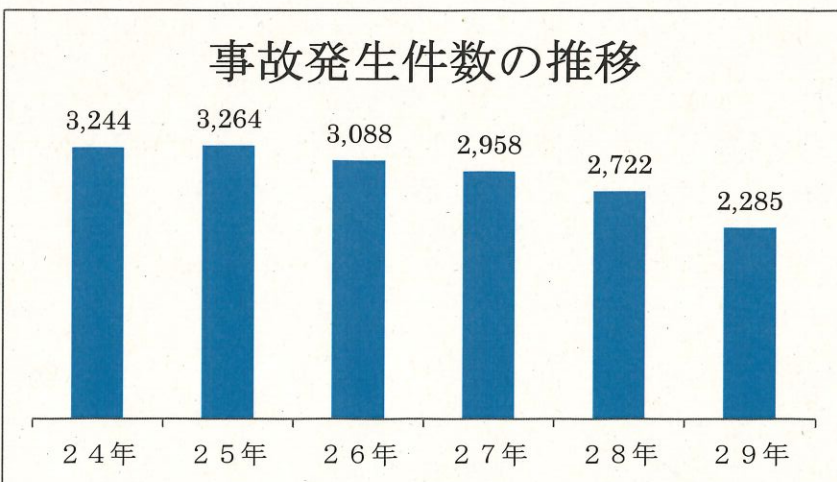
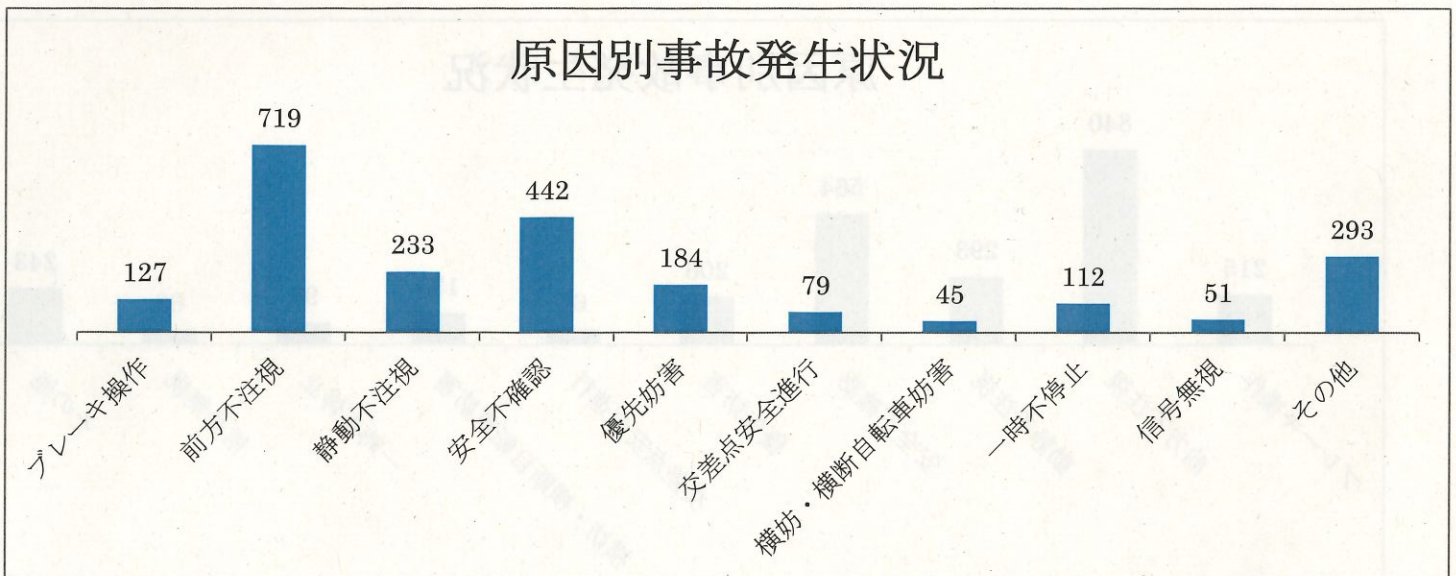
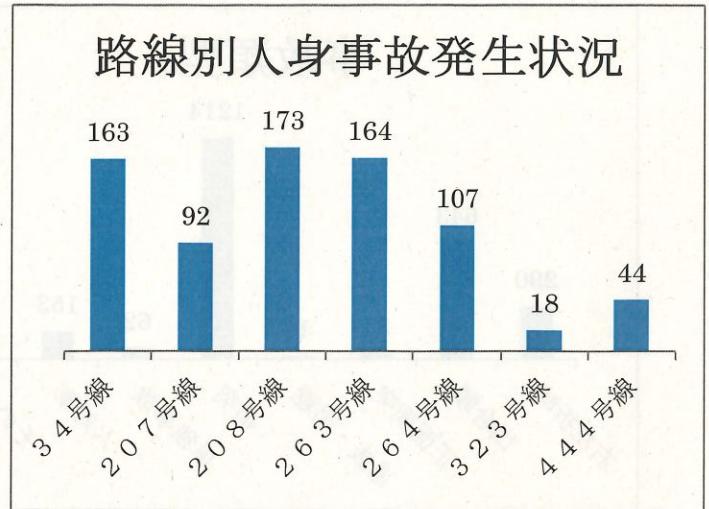
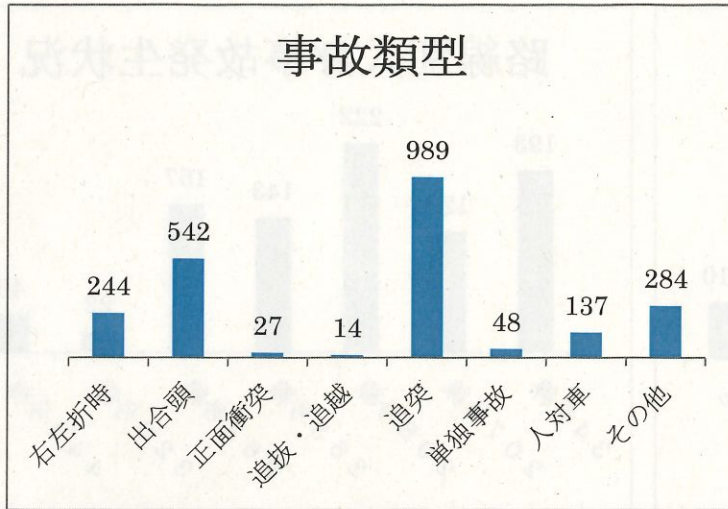
④ 交通事故多発地帯での集中的な交通安全施設整備

⑤ モデル地区・事業所による交通安全啓発

【参考】 ○平成28年中の佐賀市内人身交通事故発生状況等



○平成29年中の佐賀市内人身交通事故発生状況等



平成28年12月末 交通事故発生状況市町別ランキング

発生率順位	算出項目		場所的項目(発生場所別)				人的項目(県内で発生した人身事故の当事者居住地別)													
	順位計	市町	②		③		④		①		②		③		④		⑤			
			人口1万人 当たり	車両千台 当たり	道路延長1キロ 当たり	死亡事故 件数	人身事故の 第1当事者数 人口1万人 当たり	死亡事故の 第1当事者数 人口1万人 当たり	第1当事者の 法令違反件数 人口1万人 当たり	四輪乗車中 死傷者の シートベルト 非着用率	高齢者の 第1当事者数 1万人当たり									
1	40	佐賀市	115.8	3	14.2	2	1.30	1	0.51	6	94.3	5	0.34	6	10.3	4	5.2%	11	81.0	2
2	51	神崎市	128.9	2	14.0	3	0.69	9	0.95	1	101.1	2	0.32	8	8.2	9	4.3%	16	83.7	1
3	54	上峰町	107.0	5	12.1	7	1.03	5	0.00	13	95.2	4	1.07	2	10.7	1	4.8%	12	68.2	5
4	55	大町町	100.3	7	12.4	6	1.15	3	0.00	13	115.1	1	0.00	11	10.3	2	6.7%	4	56.8	8
5	56	小城市	96.0	8	10.7	8	0.97	6	0.68	3	94.2	6	0.68	4	10.1	5	5.2%	10	62.7	6
6	57	吉野ヶ里町	132.6	1	16.4	1	1.24	2	0.61	4	78.2	9	0.61	5	8.6	7	4.3%	15	53.7	13
7	66	江北町	111.8	4	12.7	5	0.95	7	0.00	13	89.8	7	0.00	11	8.4	8	5.7%	8	78.1	3
8	81	白石町	80.7	11	8.1	13	0.40	14	0.00	13	95.4	3	0.00	11	9.3	6	6.3%	6	74.8	4
9	85	みやき町	88.8	10	9.7	10	0.72	8	0.79	2	67.5	13	0.00	11	4.3	17	6.1%	7	61.2	7
10	90	武雄市	89.6	9	9.7	9	0.59	11	0.20	12	74.5	10	0.20	9	5.9	15	7.6%	3	54.0	12
11	91	唐津市	72.1	13	8.5	12	0.49	12	0.33	10	66.5	14	0.33	7	7.3	12	10.3%	1	54.0	10
12	96	嬉野市	57.6	16	6.5	16	0.40	15	0.37	8	68.2	11	0.73	3	10.3	3	5.3%	9	50.5	15
13	97	鳥栖市	104.3	6	13.5	4	1.11	4	0.28	11	56.4	16	0.00	11	6.2	14	4.4%	14	45.0	17
14	106	多久市	57.3	17	6.4	17	0.29	18	0.51	7	84.6	8	0.00	11	7.6	10	6.7%	4	50.6	14
15	115	伊万里市	79.6	12	9.0	11	0.39	16	0.36	9	65.7	15	0.18	10	5.1	16	3.9%	17	54.7	9
16	120	鹿島市	62.9	14	6.9	15	0.45	13	0.00	13	67.6	12	0.00	11	7.1	13	4.7%	13	46.4	16
17	123	基山町	60.4	15	7.3	14	0.65	10	0.58	5	33.4	20	0.00	11	7.5	11	3.4%	19	33.6	18
18	124	玄海町	22.0	20	2.1	20	0.08	20	0.00	13	52.5	17	3.39	1	1.7	20	8.7%	2	54.0	11
19	151	有田町	52.9	18	6.2	18	0.31	17	0.00	13	44.4	19	0.00	11	3.5	18	3.8%	18	30.3	19
20	158	太良町	30.1	19	3.1	19	0.10	19	0.00	13	52.4	18	0.00	11	3.3	19	0.0%	20	28.6	20

※人的項目③の法令違反については、信号無視、横断自転車妨害、横断歩行者妨害、一時不停止の4種類

※順位計は各順位数の合計で、発生率順位は順位計が少ない市町順

平成29年12月末 交通事故発生状況市町別ランキング

発生率順位	順位計	算出項目				場所的項目(発生場所別)				人的項目(県内で発生した人身事故の当事者居住地別)										
		①		②		③		④		①		②		③		④		⑤		
		人身事故件数		死亡事故件数		人身事故の第1当事者数		死亡事故の第1当事者数		人身事故の第1当事者の法令違反件数		四輪乗車中死傷者のシートベルト非着用率		高齢者の第1当事者数		高齢者人口1万人当たり				
		人口1万人当たり	件数(順位)	車両千台当たり	件数(順位)	道路延長1キロ当たり	件数(順位)	人口1万人当たり	件数(順位)	人口1万人当たり	件数(順位)	人口1万人当たり	件数(順位)	人口1万人当たり	件数(順位)	人口1万人当たり	件数(順位)	人口1万人当たり	件数(順位)	人口1万人当たり
1	45	吉野ヶ里町	112.2	2	13.8	1	1.05	2	0.61	5	98.2	1	0.00	11	10.4	2	2.6%	20	119.6	1
2	49	大町町	80.9	9	10.0	7	0.92	5	1.50	2	91.4	3	0.00	11	13.5	1	6.3%	8	73.5	3
3	58	神崎市	118.8	1	12.9	2	0.64	9	0.00	15	96.3	2	0.00	11	9.2	4	5.2%	12	91.9	2
4	60	小城市	100.2	4	11.1	6	1.00	3	0.45	9	89.5	4	0.00	11	9.3	3	4.6%	15	68.6	5
5	64	佐賀市	97.0	5	11.9	3	1.09	1	0.21	13	79.1	6	0.30	10	8.7	6	4.4%	16	70.9	4
6	74	鳥栖市	87.2	7	11.4	5	0.94	4	0.55	8	49.7	18	0.41	7	5.3	11	9.5%	1	46.0	13
7	79	白石町	75.4	10	7.5	12	0.36	14	0.42	10	80.1	5	0.42	6	6.4	8	6.6%	6	59.8	8
8	85	江北町	105.1	3	11.7	4	0.89	6	0.00	15	72.5	8	0.00	11	3.2	19	6.5%	7	49.8	12
9	95	上峰町	85.5	8	9.7	8	0.82	7	1.07	4	69.4	9	0.00	11	4.3	15	5.2%	13	31.1	20
10	96	みやき町	88.4	6	9.6	9	0.68	8	0.40	11	57.5	15	0.40	8	5.6	10	4.2%	18	50.4	11
11	100	多久市	62.7	14	6.6	15	0.32	18	0.00	15	76.1	7	0.00	11	8.7	5	5.6%	9	62.3	6
11	100	唐津市	59.0	15	7.0	14	0.40	13	0.58	6	55.9	16	0.49	5	4.7	12	7.6%	5	45.5	14
13	106	鹿島市	63.3	13	7.0	13	0.46	11	0.00	15	66.0	11	0.34	9	4.4	14	5.3%	11	54.6	9
14	107	武雄市	73.8	11	8.0	10	0.48	10	0.20	14	67.8	10	0.00	11	6.4	9	4.4%	17	44.6	15
15	110	伊万里市	69.1	12	7.8	11	0.34	15	1.09	3	54.0	17	0.55	3	3.8	16	4.8%	14	40.1	19
16	112	太良町	42.0	18	4.1	19	0.13	19	2.33	1	60.6	12	1.17	1	4.7	13	3.7%	19	51.6	10
17	113	嬉野市	48.4	17	5.4	17	0.33	16	0.37	12	58.0	14	0.00	11	7.4	7	8.5%	2	40.9	17
18	115	有田町	55.6	16	6.5	16	0.32	17	0.00	15	58.1	13	0.50	4	3.5	17	5.4%	10	61.7	7
19	118	基山町	40.8	19	5.2	18	0.44	12	0.57	7	31.0	20	0.57	2	3.4	18	7.8%	4	40.5	18
20	144	玄海町	20.8	20	2.0	20	0.07	20	0.00	15	43.3	19	0.00	11	1.7	20	8.0%	3	41.4	16

※人的項目③の法令違反については、信号無視、横断自転車妨害、横断歩行者妨害、一時不停止の4種類
 ※順位計は各順位数の合計で、発生率順位は順位計が少ない市町順